

保 育 部

【保育園とは…】

保育園は、保護者が仕事や病気等の理由により、家庭で保育できない児童を、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。保育園の入園は、保護者のいずれもが次に掲げる『保育の必要性の基準』に該当している児童です。また、同居の親族等も家庭での保育ができないと認められる場合に限りです。

保育の必要性の基準及び必要書類

- ① 就労の場合……就労証明書（居宅外・居宅内労働等）
- ② 母親の出産等の場合……母子手帳写 *利用期間：産前3ヶ月、産後3ヶ月
- ③ 保護者の疾病・障害……医師の診断書、障害者手帳の写し等
- ④ 病人の介護の場合……医師の診断書
- ⑤ 災害復旧の場合……申立書
- ⑥ 求職活動・起業準備の場合……申立書 *利用期間：1ヶ月
- ⑦ 就学・職業訓練校等の場合……就学状況申告書及び在学証明書
- ⑧ その他①～⑦以外の場合……申立書（虐待やDVのおそれがあることや育児休業取得時に継続利用が必要なこと等、町が認めた場合）

※「下の子に手がかかるため」「来年学校へはいるため」「集団生活に慣れさせるため」「社会性を身につけさせるため」「友だちがいないため」「遊ぶ場所がないため」等の理由では入園できません。

【これから朝日町へ転入される方】

保育園への入園は、入園日に当町に住民登録があることが必要です。遅くとも入園日の前々日までには必ず住民登録の手続きを済ませてください。

【里帰り出産を希望される方】

保育園への入園は、保護者・児童が住民登録のある市区町村の区域内にある保育園が原則です。

ただし、里帰り出産で保護者・児童が住民登録されていない市区町村の区域内にある保育園の利用を希望することができますが、里帰り先の市区町村の状況等により入園の可否が決定されるため、あらかじめお問い合わせください。

◎保育時間について

○平常保育時間 午前 8 時 30 分から登園、午後 3 時 30 分からお迎え可能です。

終業次第、お迎えに来てください。（平常保育は午後 4 時 30 分までとさせていただきます。）

○上記、②(母親の出産等の場合)③(保護者の疾病・障害)での利用の方

土曜日保育、希望登園日はご家庭での保育をお願いしており、その他の日は平常保育時間内でのご協力をお願いします。

*お子さんの状況に応じて、②(母親の出産等の場合)で利用される場合、午前8時30分から午後3時30分での利用をお願いしております。

○早朝保育・延長保育

保護者の勤務形態、勤務時間、恒常的な残業等、やむを得ない事情のために保育時間の早朝や延長が必要な児童に対して、早朝、延長保育を実施しています。

(早朝保育 午前7時30分～午前8時30分 延長保育 午後4時30分～午後7時)

別紙申請書が必要です。早朝、延長保育時間については各保護者の就労証明書内(就労時間等)を確認、審査のうえ保育時間を決定させていただきます。

お子さんの保育時間に合わせて保育者を配置しておりますので、時間内での送迎を時間厳守でお願いします。 ※降園後は、速やかにお帰りください。

◎土曜日保育・希望登園日について(家庭保育の推進)

当町では、土曜日と夏期冬期の希望登園日を「家庭保育の日」としています。保護者の方が勤務されていない(授業参観含む)等、家庭保育が可能な場合はご家庭での保育をお願いします。

○土曜日保育…土曜日に家庭保育が不可能な方につきましては、午前7時30分から午後5時30分まで異年齢交流保育を運営させていただきます。毎週木曜日登園時(木曜日が休日の場合は前倒しとなります)午前9時30分までに、土曜日保育就労証明書と、給食費(一日220円)を添えて、毎月事務所へ提出してください。

土曜日保育の申請には、ご両親の就労証明書が必要になります。

*利用申込書(手引きP31 参照、または [様式ダウンロード](#))

なお、お金の入った集金袋は土曜日に提出しないでください。

○希望登園日…申込用紙は期日が近くになりましたら配布させていただきます。(就労証明が必要です)

◎休園日について 日曜日・祝日・その他(職員研修日、園内緊急時等)

◎入園当初の保育時間(慣らし保育)

○初めて集団生活を経験されるため、生活環境の変化から疲労や体調を崩しやすくなりますので、少しずつ慣れていただくように保育時間を個々に相談しながら保育にあたっています。

◎保育部行事等に伴う降園時間について

○園行事及び職員研修、緊急を要する場合に伴い降園時間を変更することがあ

ります。時間変更のお知らせについては、前もって園だより・掲示板等でお知らせしますので、ご協力をお願いします。

◎集金、納金について

○保育料、給食費…指定口座から引き落としとなりますので、毎月残高の確認をお願いします。

☆1ヶ月以上欠席される場合は、あらかじめ担任と事務所へご連絡ください。事務所では、給食費の減免手続きをお願いします。

☆1ヶ月未満の欠席に対して給食費の返金、免除は取り扱っておりません。

【0歳児～2歳児】

	PTA会費 諸費 絵本代
引き落とし日	引き落とし月の 26日 (土日祝日の場合は翌日)
納入金額	850円
詳細	※PTA会費 250円 ※絵本代 400円 (端数は諸費にて調整します) ※諸費 200円

【3歳児～5歳児】

	PTA会費 諸費 絵本代	給食費
引き落とし日	引き落とし月の 26日 (土日祝日の場合は翌日)	引き落とし月の 15日 (土日祝日の場合は翌日) (※4月分のみ25日となります)
納入金額	1,210円	
詳細	※PTA会費 350円 ※絵本代 440円～460円 (端数は諸費にて調整します) ※諸費 400円	・3歳児…5,600円 ・4歳児…5,700円 ・5歳児…6,000円